

会計年度任用職員募集

募集職種

総務課

業務内容

- 宿日直警備
- 庁舎の清掃

住民課

業務内容

- 診療所医療事務
- 診療所清掃
- 保育園給食調理

産業・環境課

業務内容

- 地域おこし協力隊
- 東京愛らんどシャトルの運航補助業務
- 勤労福祉会館運営業務
- ごみ収集作業

教育委員会

業務内容

- 学校給食調理
- 学童保育補助業務

応募期限

- 令和3年3月5日(金曜日)、午後5時必着
- (午後5時までに申込書が到着したものに限り受け付けます)

応募方法

次の「利島村会計年度任用職員応募申込書」に必要事項を記載し写真添付のうえ、**総務課の前田**まで持参または郵送してください。

また、資格が必要な職種は、あわせて資格証の写しを提出してください。

なお、提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

選考に関すること

選考方法

各課において書類選考ならびに面接により選考します。

ご注意ください

次に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・利島村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

採用までの流れ

各課より選考結果を順次お伝えします。

次のとおり予定していますが、職種により時期がずれる場合があります。

- 応募締め切り：**令和3年3月5日**(金曜日)必着
- 選考：**令和3年3月中旬**

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

勤務条件

主な勤務条件は次のとおりですが、職種により異なる場合があります。

任用期間

- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日(職種により、期間が短いものもあります)

※翌年度も職が設定され、従前の成績が良好な場合、再度任用される場合があります。

勤務日数

- ・週1日から週5日程度(配属される職場や職務内容によって異なります)

勤務時間

- ・1日7時間45分以内の勤務(注)時間外勤務を命じる場合があります。

休憩時間

- ・1日の勤務時間が6時間より長い場合、職場により45分から60分を付与します。

その他

・1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分として採用される場合、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1第2号による採用)となります。任期により、共済加入や退職手当支給の対象となります。

災害補償

・所属や任用形態により、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、またはその他の非常勤職員の公務災害補償のいずれかが適用されます。

社会保険

以下の要件を満たす場合に、厚生年金保険及び健康保険が適用されます。ただし、フルタイム会計年度任用職員は、2年目(12か月超)以降は、共済組合に加入されます。

- ・次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- (1) 所定勤務時間が週 29 時間を超えること。
- (2) 1 か月あたりの勤務日数が 15 日を超えること。
- (3) 任期 2 ヶ月を超えることが見込まれること。

・上記の要件に該当しない者のうち、次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- (1) 所定勤務時間が週 20 時間以上であること。
- (2) 給与・報酬の月額が 8 万 8 千円以上であること。
- (3) 再度の任用を含め、任期が 1 年以上見込まれること。
- (4) 学生でないこと。

雇用保険（失業保険）

・週 20 時間以上、任期が 31 日以上、かつ、学生でない場合に参加。

報酬水準

・職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ定めます。

期末手当

・期末手当は、基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）に在籍し、かつ、会計年度内において 6 月以上の任用期間があり週 15 時間 30 分以上の勤務の場合に支給します。

年次有給休暇

・週の勤務日数や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

サービス・人事評価

・常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

その他の勤務条件について

・会計年度任用職員についても、地方公務員法上のサービスに関する規定が適用されます。その他、条件付き採用、再度の任用などについては、「その他の勤務条件に関する留意事項」をご参照ください。

募集に係る制約について

・本募集は、地方自治法第96条の規定に基づき利島村議会の予算の議決を得る必要があります。議決を経て初めて正式な募集となります。また、この時期の募集は年度の切替直後から業務の執行を円滑に進めるために実施しており、あくまでも雇用される権利を予め仮に取得するだけであり、正式採用については、令和3年4月1日に確定するものであるため、予めご承知おき下さい。

申し込み先

総務課 前田までお願いいたします。

令和3年3月5日(金曜日)、午後5時必着